

令和3年度

佐賀県手話言語と聞こえの
共生社会づくり基本的施策
実施状況報告書

令和4年9月

佐 賀 県

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（平成30年佐賀県条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、令和3年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況について報告します。

令和4年9月1日

佐賀県知事 山口 祥義

目 次

1	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要	1
	(1) 条例の目的	
	(2) 条例のポイント	
	(3) 県の責務の概要	
2	第5次佐賀県障害者プランの概要	2
3	条例の規定に基づく取組実績	3
	(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)	
	(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)	
	(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)	
	(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)	
	(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)	
	(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)	
	(7) 事業者への支援(第14条)	
4	統計資料	26
	(1) 身体障害者手帳所持者数(聴覚・平行機能障害)	
	(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数	

1 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要

(1) 条例の目的

手話言語の普及、聴覚障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への配慮を通して、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下、「聞こえの共生社会」という。）を実現することを目的としています。

(2) 条例のポイント

聞こえの共生社会を実現するために、県の責務、県民の役割、事業者の役割を定めています。

(県の責務)

県は、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。(条例第 4 条第 1 項)

(県民の役割)

県民は、この条例の目的及び基本理念の理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める。(条例第 5 条)

(事業者の役割)

事業者は、聴覚に障害のある人に対するサービスの提供や雇用に際し、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努める。(条例第 6 条)

(3) 県の責務の概要

条例では、県の責務として具体的に次のことが定められています。

学校における意思疎通手段の普及等 (第 7 条)

手話等を学ぶ機会の確保等 (第 9 条)

手話等を用いた情報発信 (第 10 条)

災害時の連絡体制整備 (第 11 条)

手話通訳者の確保、養成等 (第 12 条)

聞こえ等に関する相談への対応及び支援 (第 13 条)

事業者への支援 (第 14 条)

意思疎通手段に関する調査研究 (第 15 条)

2 第5次佐賀県障害者プランの概要

佐賀県障害者プランは、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。令和3年3月に佐賀県障害福祉計画と佐賀県障害児福祉計画をあわせ、「第5次佐賀県障害者プラン」を策定し、令和3年4月から令和9年3月までを計画期間として取り組んでいるところです。

県は、条例第8条第1項において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとされています。

このことを受けて、「第5次佐賀県障害者プラン」において、条例に定められた県の責務に関連する項目を基本的施策として盛り込んでいます。

障害者基本法（抜粋）
（障害者基本計画等）
第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第5次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標

（手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋）

事項	現状（R3年度）	目標（R8年度）
字幕・手話入りDVD等貸出数	179件	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	16.4%	80.0%
手話通訳者の登録者数	85名	130名
要約筆記者等の登録者数	35名	50名
耳マークの認知度	29.6%	80.0%

3 条例の規定に基づく取組実績

(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)

- 第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。
- 2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児(以下「聴覚に障害のある児童等」という。)が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。
- 3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、学校(県立学校を除く。)の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

取組実績

教職員への手話等の研修

県内公立学校の教職員の聴覚障害、意思疎通手段に関する理解を促進し、知識及び技能を向上させるため、新規採用教職員研修や中堅の教職員向け研修等において、手話等に関する研修を実施しました。

実施日	内容	参加者数
4月2日	令和3年度新規採用教職員研修開講式 手話講座「聴覚障害(者)とコミュニケーション」	410名(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員)
4月13日 4月16日	令和3年度佐賀県中堅教諭等資質向上研修第1回合同研修会 手話講座「手話について知ろう」	143名(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭)
5月11日	令和3年度佐賀県3年経験者研修全校種合同研修会 手話講座「手話言語を通じたコミュニケーションの実際」 動画視聴による代替研修	279名(小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教職員、寄宿舎指導員)

県立学校における取組

< 県立ろう学校 >

・職員研修

聴覚障害のある児童生徒を対象とする学校であるため、数多く実施しています。

実施回数	主な内容	各研修会参加者数
19回	聴覚障害児の理解と教育・聴覚障害児教育の指導上の工夫・手話講座等	職員 17～60名

・校内の環境機器類

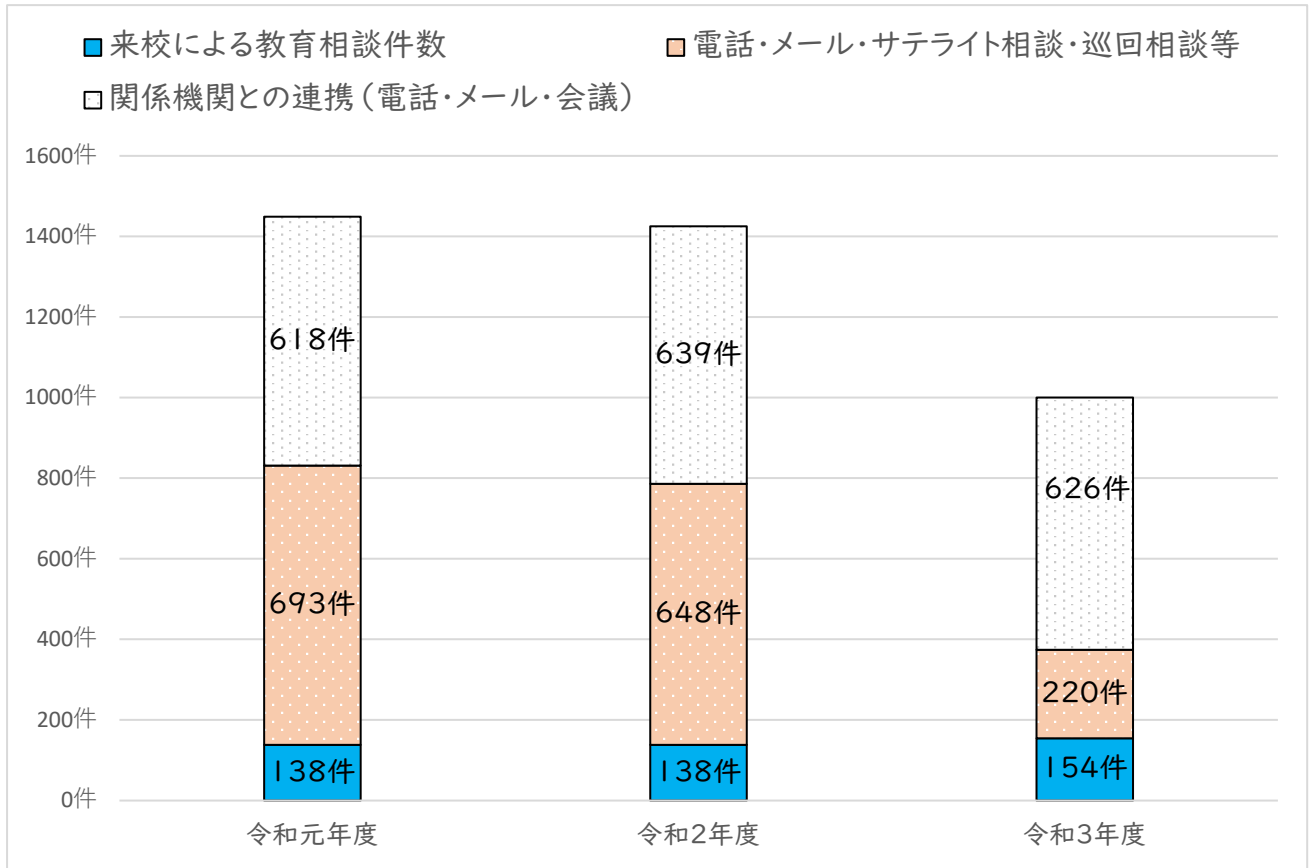
学校行事や授業で使用しています。ロジャーは、聴覚障害者に有効な周波数を増幅したスピーカーや補聴器に直接、音源を伝えることで、生徒にとってより聞き取りやすい音を提供できています。

授業では、オンテナを利用する場面も見られ、リズムに合わせて、振動を感じることができ、難聴者どうしの協働授業を展開することができています。

ロジャー (H29,H30,R2 購入) (補聴援助システム)	線音源スピーカー2、パスアラウンドマイク1 タッチスクリーンマイク9、マイリンク15、テーブルマイク2
コミュニケーション (H28 購入) (聴覚障害用小型スピーカー)	コミュニケーション2
オンテナ R1にFUJITSUより貸与 (音源振動変換器)	オンテナ10、コントローラー1

・聴覚障害全般に係る教育相談等

県立ろう学校では、特別支援学校のセンター的機能として、聴覚障害に係る、外部からの教育相談を受けています。



< 県立高等学校 >

・職員研修

実施日	学校名	主な内容	研修会等参加者数
4月1日(木)	致遠館高等学校	学年会で情報の共有を行った。	職員 13名
4月2日(金)	佐賀北高等学校	本人の状況や支援方法について、新学年団で情報共有を行った。	職員 15名
4月2日(金)	唐津西高等学校	特別支援校内委員会で個別の支援計画・指導計画の確認を行った。	職員 11名
4月5日(月)	唐津西高等学校	特別支援校内委員会での報告を行い、生徒の現状を把握し、教職員間の共通理解を図った。	職員 40名
4月23日(金)	武雄高等学校	本人に対する支援方法について、1年学年団及び教科担当で情報共有を行った。	職員 30名
4月28日(水)	伊万里高等学校	本人に対する支援方法について、新学年団及び全教科担当で情報共有を行った。	職員 46名
8月25日(水)	唐津西高等学校	特別支援校内委員会で作成した個別の支援計画の確認・承認を行った。	職員 11名

・校内の環境機器類

学校名	機器名	備考
唐津西高等学校	テニスボール	本人在籍教室及び、隣の教室や上の階の教室にも机と椅子にテニスボールを付けて、雑音を減らしている。

・当該生徒に対する支援の状況

各学校では、聴覚障害のある生徒をはじめ、支援の必要な生徒に関して、年度当初(4月中)に職員間で情報共有及び対応方針等について協議を行っています。その後も、生徒のクラス内でのコミュニケーションの様子や学習状況等の確認を適宜行い、特別支援教育担当と担任との情報共有を行っています。また、三者面談の際に、本人・保護者と特別支援教育担当者との間で面談を行い、情報共有や支援等の改善を行っています。

校内環境としては、教室における座席位置の配慮や本人在籍教室及び隣接する教室の全ての椅子と机の脚にテニスボールを付けて、雑音を減らすようにするなど、それぞれの学校で望ましい環境を整えるよう努めています。

職員間の共通理解として、学校によっては次のような取組も見られます。

- ・ 後ろから指示は出さない。
- ・ 教科担当者は、可能な限りマスクではなく口元の見えるフェイスガードを使用し、さらに新型コロナウイルス感染症予防のため、教卓にはアクリル板を設置。
- ・ 授業等で指示を出すときは、黒板に指示した内容を書き残す。
- ・ 重要な指示や連絡事項が多い時は、メモやプリント等視覚情報を活用。
- ・ 個別に連絡がある場合は、校内放送では聞き取れないことがあるため、直接伝えたり、放送は使わず紙で伝えたりする。
- ・ 部活動で指示を出す際は、監督は単語を意識して指導をするようにし、試合などで使う戦略的な説明はボードなどの視覚的にとらえやすい伝達方法を使って指導をする。

(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

取組実績

佐賀県聴覚障害者サポートセンター運営事業

聴覚に障害がある方の社会参加を進め、聴覚に障害のある方の福祉の増進を図ることを目的として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援、映像に字幕や手話を挿入したDVD制作等を行っています。

(センター概要)

所在地	佐賀市白山2丁目1-12
開館日	火曜日～日曜日
利用時間	9:30～18:00
休館日	月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
運営団体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
利用者数	7,069人(令和3年度実績)

聴覚障害者理解促進事業(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

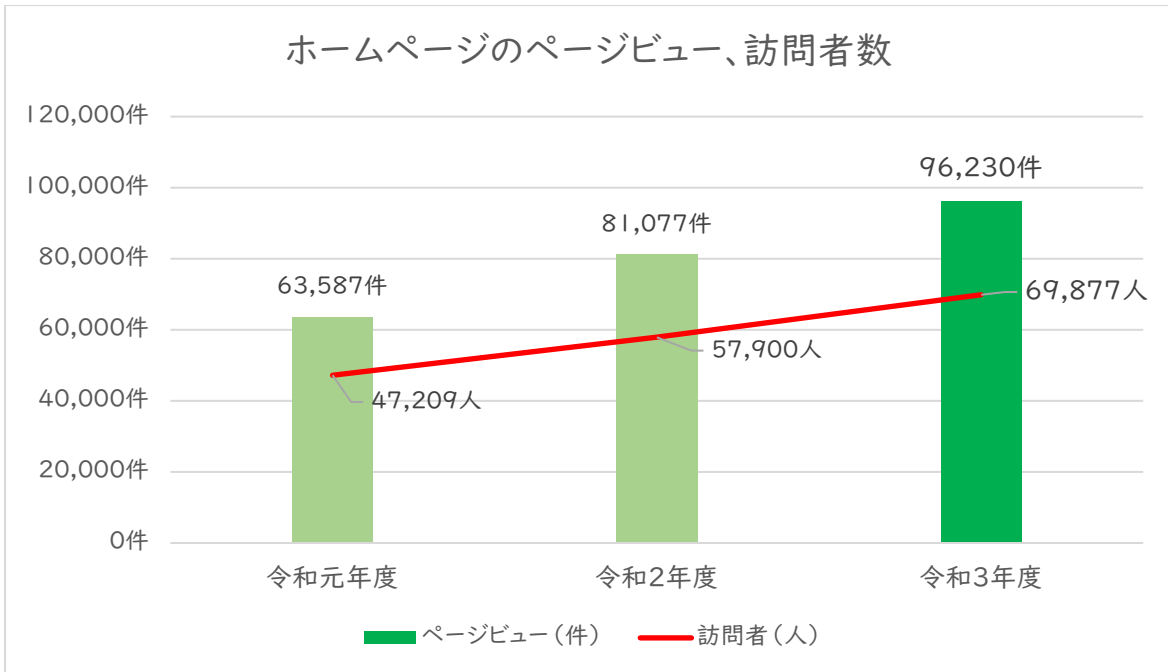
聴覚障害者の理解促進のため、広報啓発活動を行っています。

ホームページ作成、管理運営

主なページの内容

- ・トップページ 新着情報、各ページのタグ掲載
- ・センターのこと 目的や業務、利用案内、アクセス方法等を掲載
- ・講座のこと 事業として行っている講座の案内や申込書等を掲載
- ・きこえのこと 聞こえの相談やピアカウンセリング等を掲載
- ・みみよりなこと 「みみよりなお知らせ」バックナンバー、イベント等を掲載
- ・ライブラリーのこと ライブラリーや学習用手話動画等を掲載

ホームページのページビュー、訪問者数

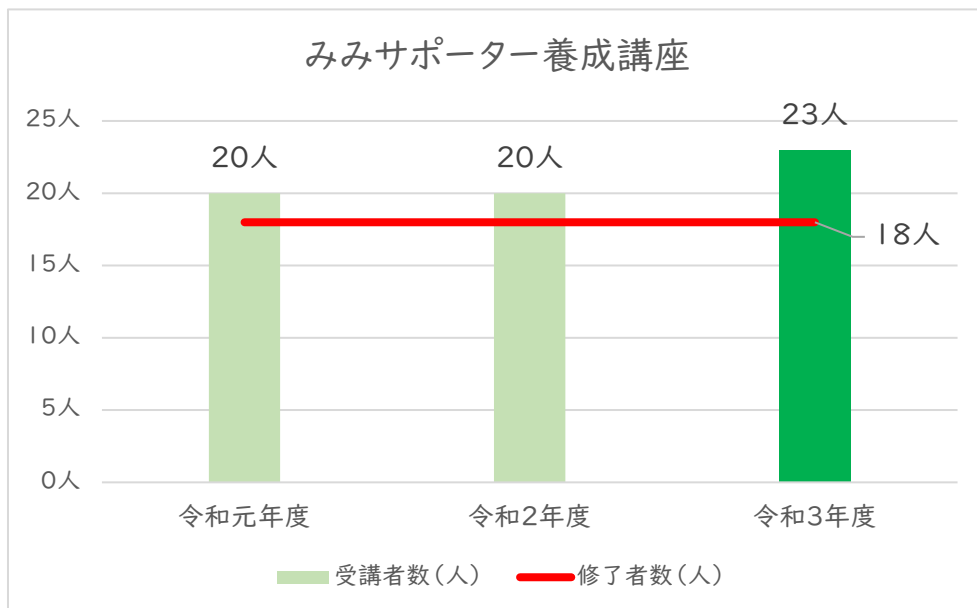


サポートセンターだより「みみよりのお知らせ」発行

- ・毎月15日発行
- ・配布先 県・市町障害福祉担当部署、県・市町社会福祉協議会、ろう学校、特別支援学校、佐賀市内老人クラブ、佐賀市内公民館等

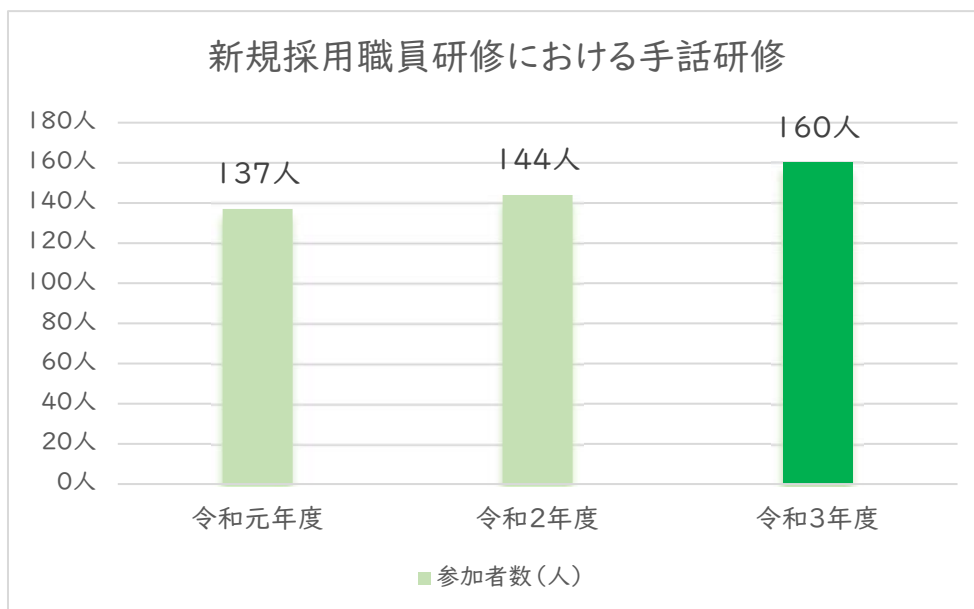
みみサポーター養成講座

加齢性難聴の特徴、聞こえの仕組み、様々なコミュニケーション方法等について学ぶため、高齢者・難聴者と接する機会が多い施設職員や、公的機関の窓口職員、一般の方を対象として講座を開講しています。



新規採用職員研修における手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、県の新規採用職員に対して、手話に関する研修を行っています。



新規採用警察職員への手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用警察職員に対して、手話に関する研修を行っています。

	開催日	内容	参加者数
計 10 回	4月22日	挨拶、名前、警察業務に関連した表現について、実技を交えて研修。	1回目 49人 2～6回目 48人 7回目 33人 8～10回目 32人
	5月27日		
	6月24日		
	7月29日		
	8月19日		
	9月16日		
	10月28日		
	11月25日		
	12月23日		
	1月13日		

(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

取組実績

ボランティア(字幕挿入等)養成事業(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚障害者への情報保障の一つであるDVD等の字幕制作のための字幕制作ボランティアを養成しています。

【字幕制作ボランティア養成講座開催実績】

区分	開催日	申込者	修了者
字幕制作ボランティア講座	2月1日(火)~3月8日(火) 13時~16時(3時間×全6回)	5名	5名

手話・字幕入り映像の制作編集(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

情報提供の一つとして、既存映像への手話や字幕の挿入及び身近な情報番組などの自主企画作品の制作、収録などを行っています。

【字幕制作実績】

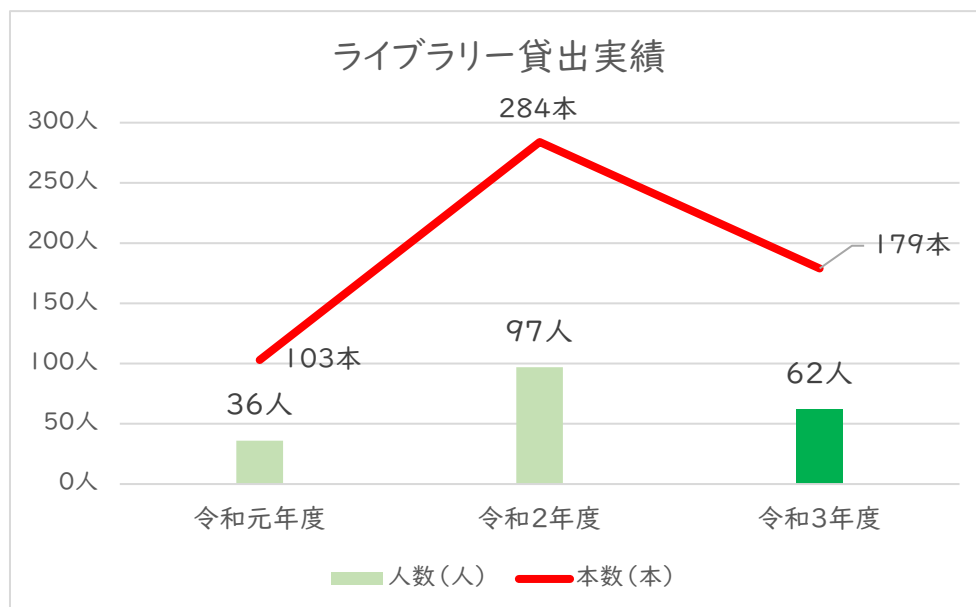
映像提供市町	本数	内容
佐賀市	3本	防災について
国際交流協会	1本	日本語スピーチコンテスト
自主制作	17本	聞こえのセミナーシリーズ 他
計	21本	

【映像制作実績】

映像提供市町	本数	内容
手話で語るきらきら	3本	ろう者向けろう者の手話による情報発信 YouTube 用動画の制作
佐賀県新規採用職員研修用教材	1本	手話の事前学習用
佐賀県教育センター学習用教材	11本	手話言語条例による教職員の手話・聴覚障害について学ぶための教材
110番アプリ手話通訳	1本	佐賀県警が作成する「110番アプリ」周知動画の手話通訳
計	16本	

字幕入り映像ライブラリー貸出事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、字幕入り映像ライブラリーの貸出を行っています。



知事定例記者会見の動画への字幕挿入

県ホームページに掲載している知事記者会見及び囲み取材等について、聴覚障害者の方も知事の発言内容を知ることができるよう、字幕を挿入した動画を掲載しています。

県主催のイベントにおける手話通訳の導入

県が主催する講演会・イベント等で、手話通訳・要約筆記による支援を要する方が参加される可能性がある場合は、原則として手話通訳等をつけることとしています。

耳マーク表示板の設置

聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、県庁内の各課において耳マーク表示板の設置を行っています。

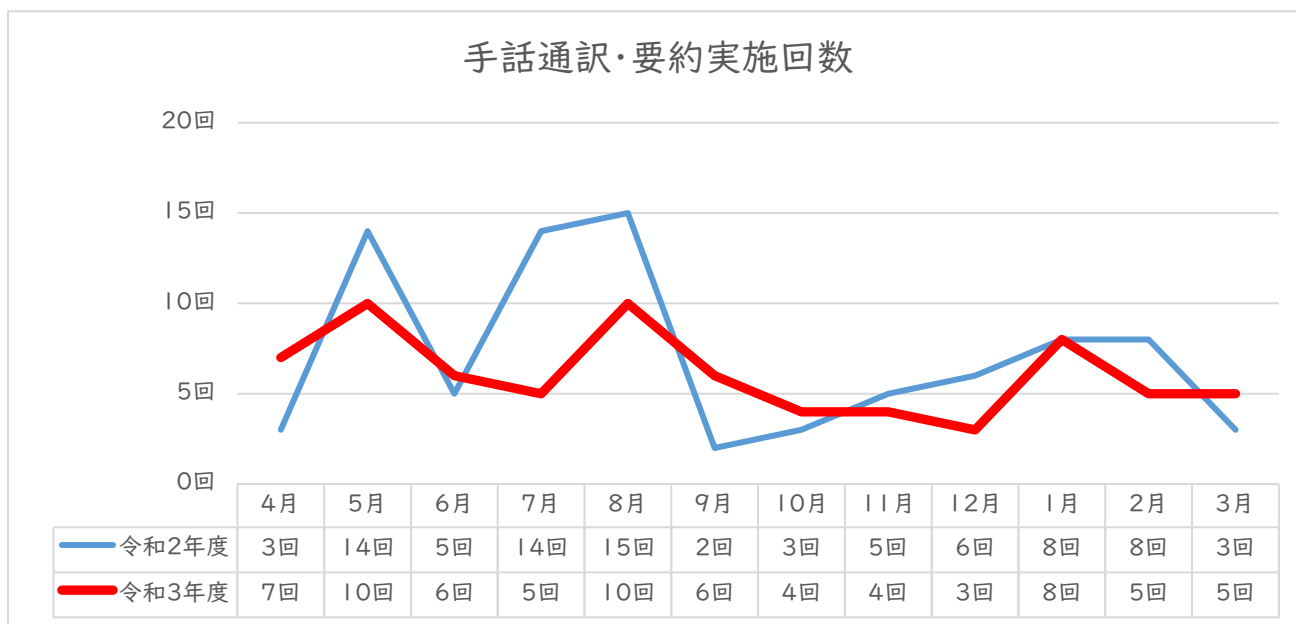
県議会における文字情報表示ディスプレイ設置

県議会の傍聴者向けに、県議会本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し表示させるため、アプリ「UDトーク」を導入し、表示用ディスプレイを設置しました。

○新型コロナウイルス感染症に係る知事記者会見等での情報保障

新型コロナウイルス感染症対策に関する県民への知事メッセージを聴覚障害者の方に伝えるため、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策本部会議や知事記者会見では手話通訳士を配置しています。

また、県ホームページに掲載している議事録（発言録）には、要約筆記者による要約文の資料をあわせて掲載しています。



(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

取組実績

災害情報のHP掲載による情報提供

災害発生時に、聴覚障害者でも必要な情報を取得できるよう、情報をHPに掲載することにより情報提供を行っています。

火災や緊急事案発生時の緊急通報システムの推進

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、火災等の緊急事案が発生した場合に、FAXで119番通報ができる体制の整備を進めています。

メール110番、FAX110番、アプリ110番の設置(佐賀県警察本部通信指令課)

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、インターネットや携帯電話から直接110番通報ができる「メール110番」、FAXで110番通報ができる「FAX110番」及びスマートフォンアプリを使用して110番通報ができる「アプリ110番」を運用しています。

スマホ安否確認システムの運用(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者、情報支援者にあらかじめ登録してもらい、災害時に安否を確認するシステムを設置・運用しています。令和3年8月14日午前10時15分、佐賀県豪雨災害発生の際に発動し、登録者192名中39名返信、無事を確認しました。

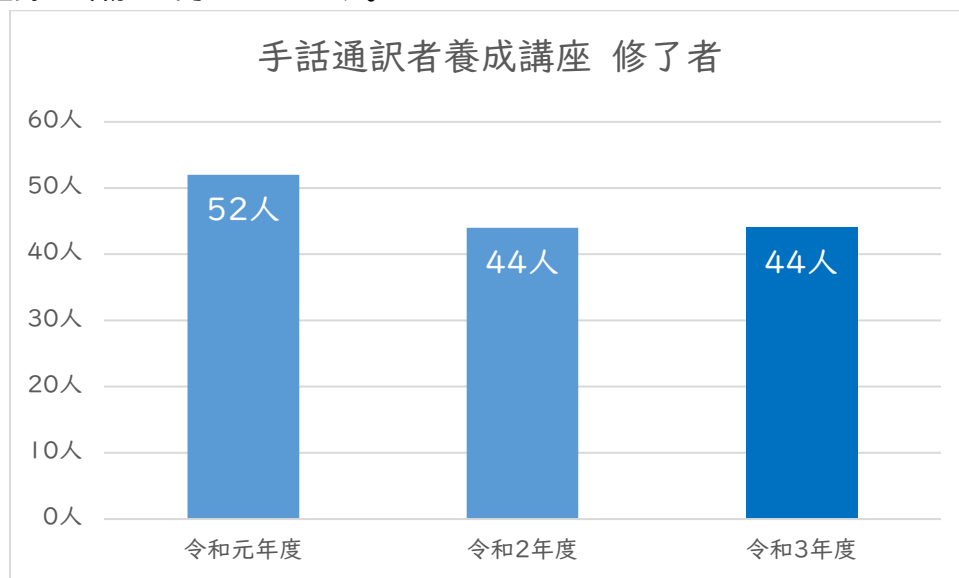
(5) 手話通訳者の確保、養成等 (第 1 2 条)

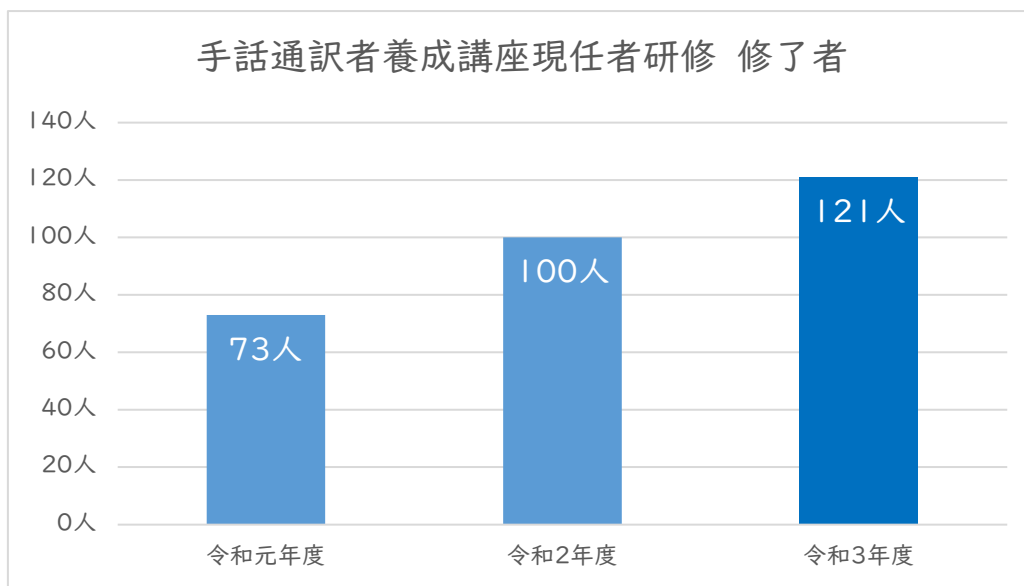
第 1 2 条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

取組実績

手話通訳者・要約筆記者養成事業 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

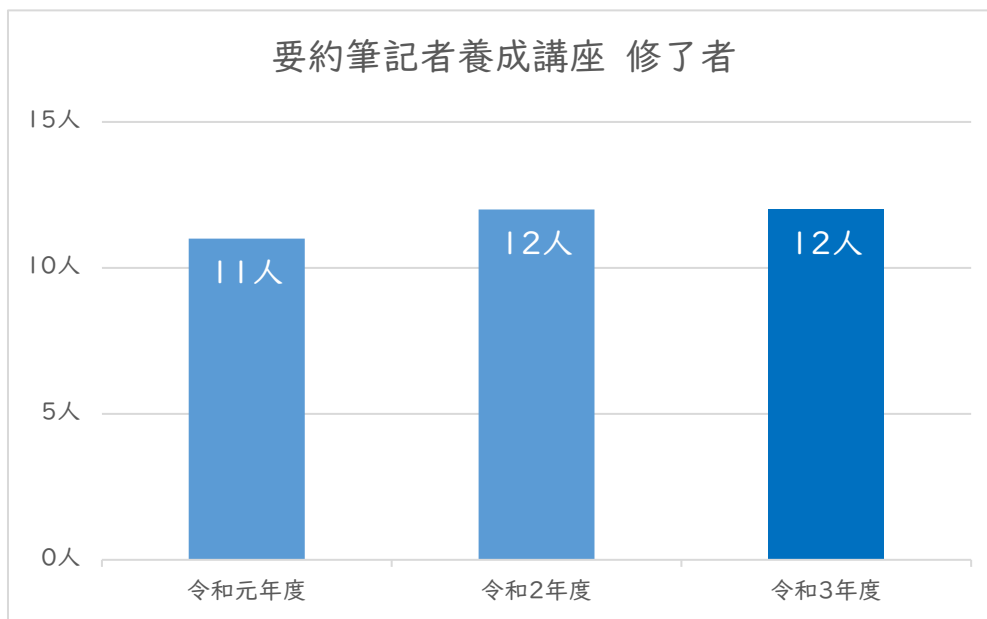
聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者の養成を目的として、厚生労働省のカリキュラムに即したテキストによる講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者登録の増加に努めています。

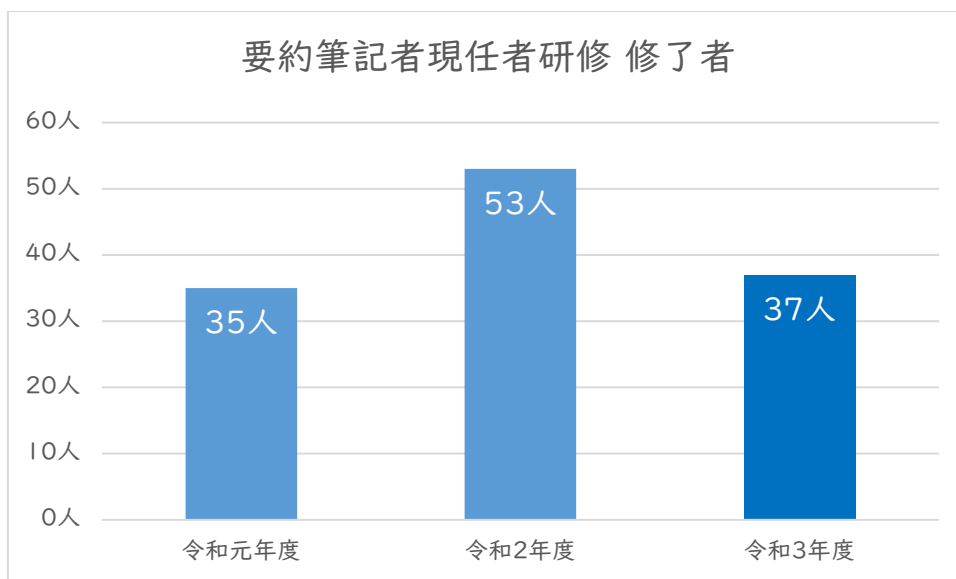




[増加理由]

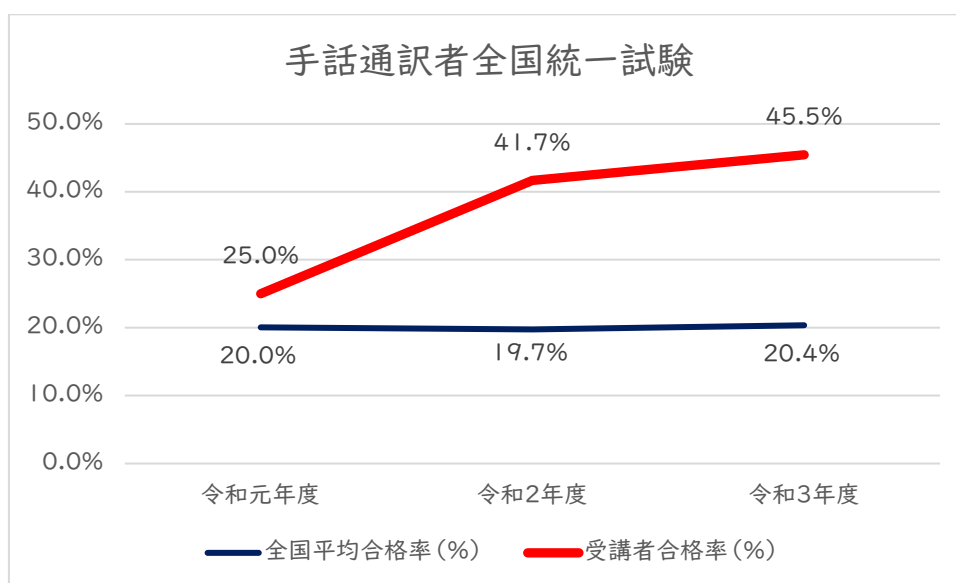
平成26年4月に佐賀県聴覚障害者サポートセンターを設置し、これまで市町と連携した研修体制の構築に努めてきたこと、また、コロナ禍において、知事定例記者会見等で手話通訳者を目にする機会が増加したことにより、県民の関心が高まったことが考えられる。





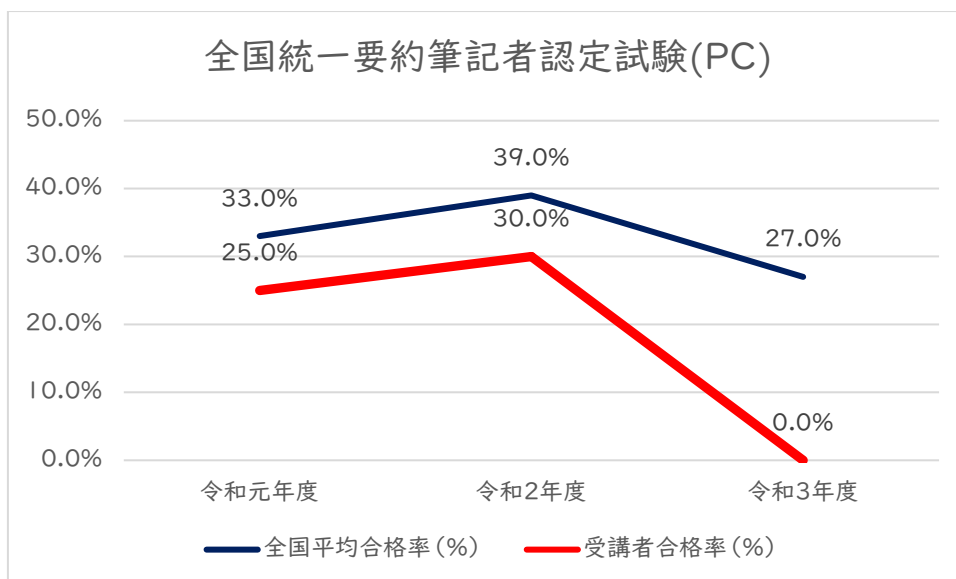
[増加理由]

コロナ禍の社会変容を踏まえ、ZOOMやUDトークを取り入れた研修内容としたことにより、令和2年度を受講者数が増加したと考えられる。



[増加理由]

これまでに実施された全国統一試験の出題傾向を分析し、受講者にあわせたきめ細やかな指導を行った成果が現れているものと考えられる。



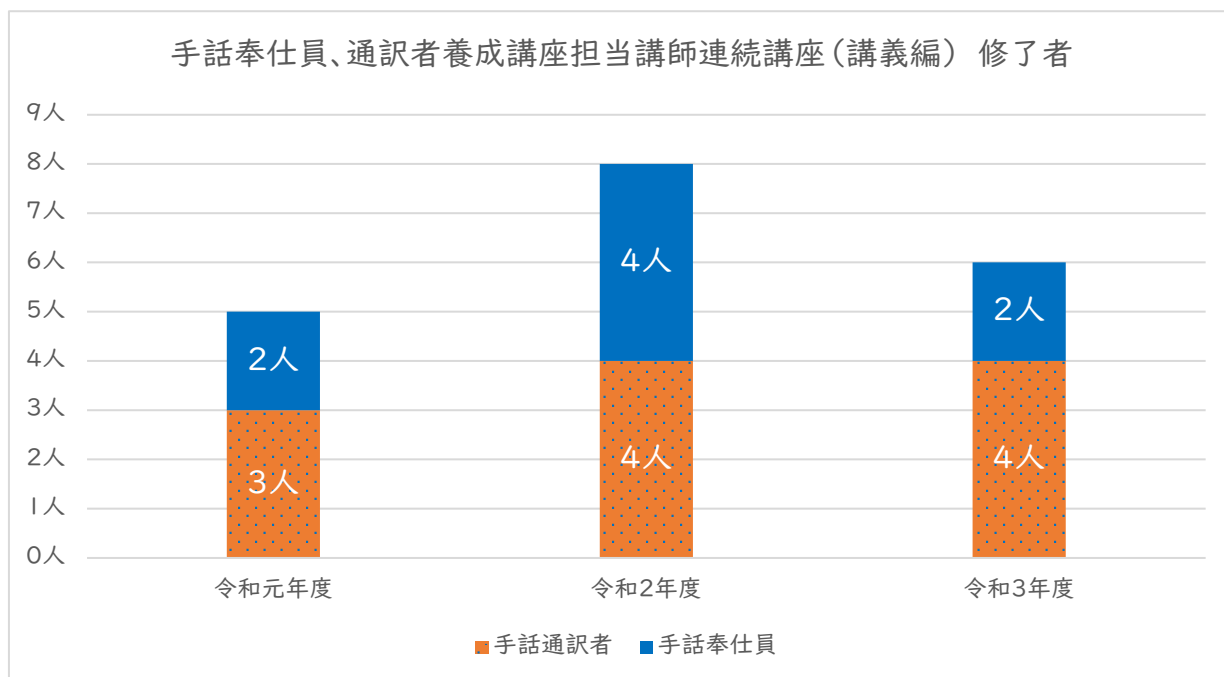
[減少理由]

これまでに実施された全国統一試験から出題傾向や解答方法が変更されたことにより、令和3年度の合格率は減少したと考えられる。

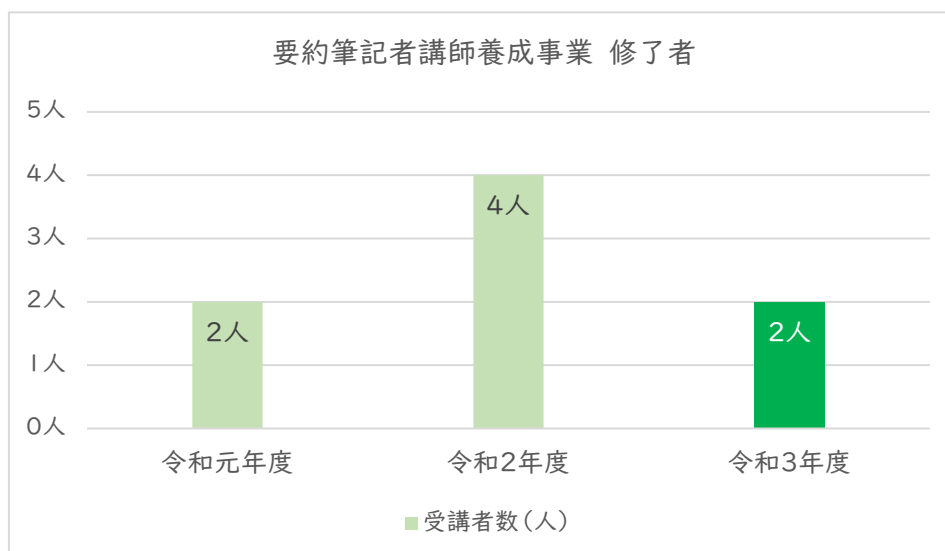
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者講師養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

手話通訳者、要約筆記者を養成する講師の質の向上と増員を図るため、養成事業を実施しています。

手話奉仕員、通訳者養成講座担当講師連続講座（講義編）

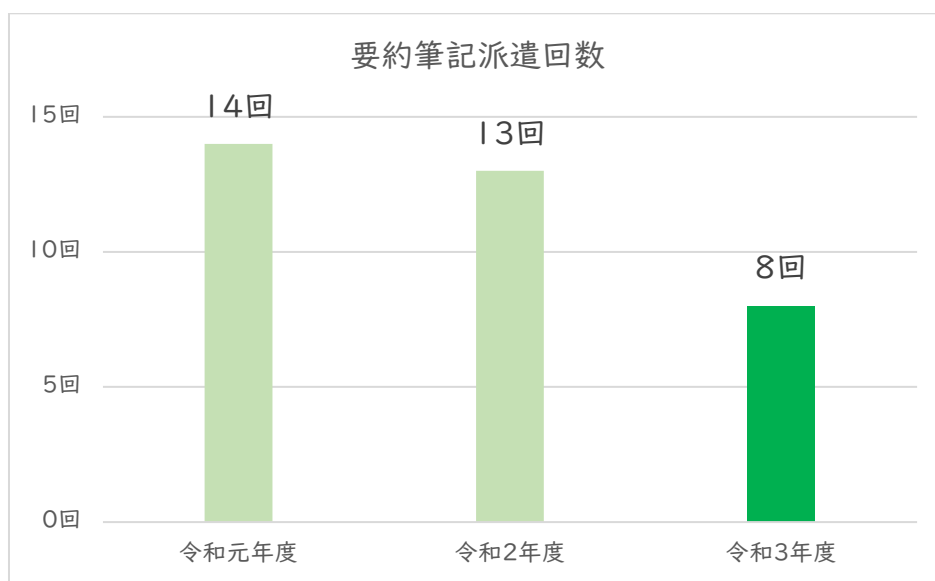
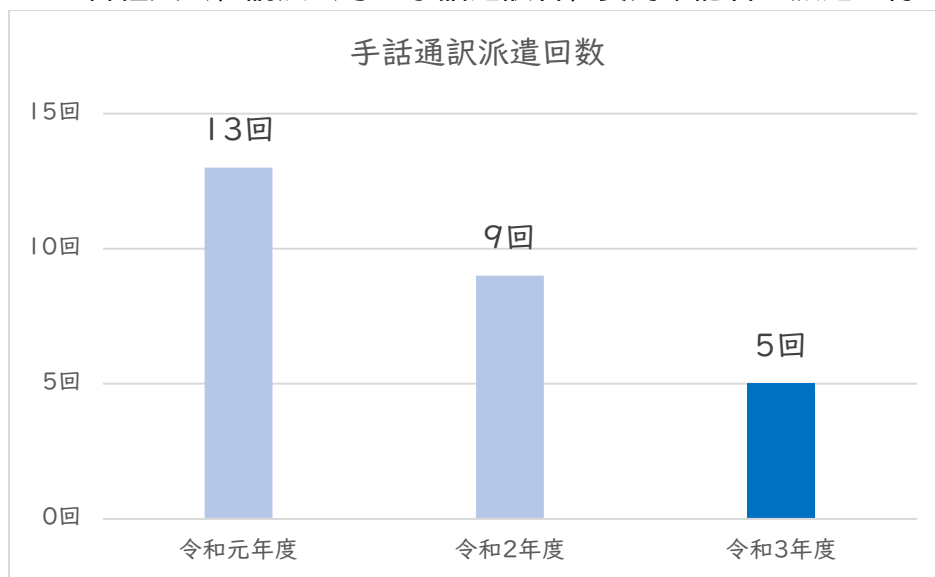


要約筆記者講師養成事業



手話通訳者・要約筆記者派遣事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する聴覚障害者の参加が見込まれ専門性の高い分野である各種大会、講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。



[減少理由]

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、各種大会等が中止されたことにより、派遣件数が年々減少している。

(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)

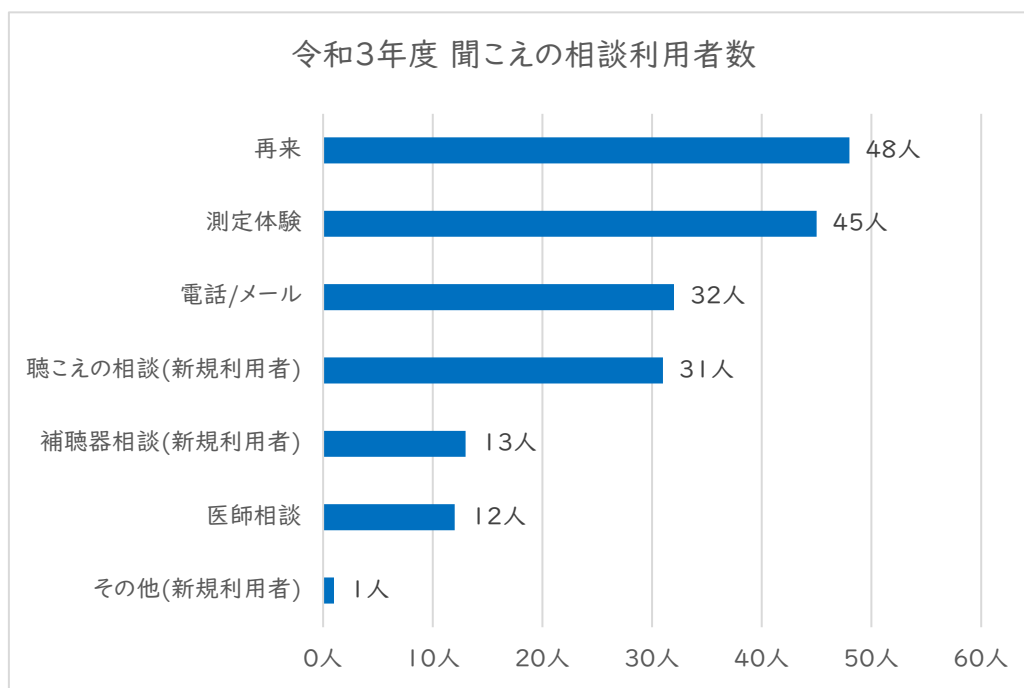
第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

取組実績

聴力・補聴器に関する相談(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

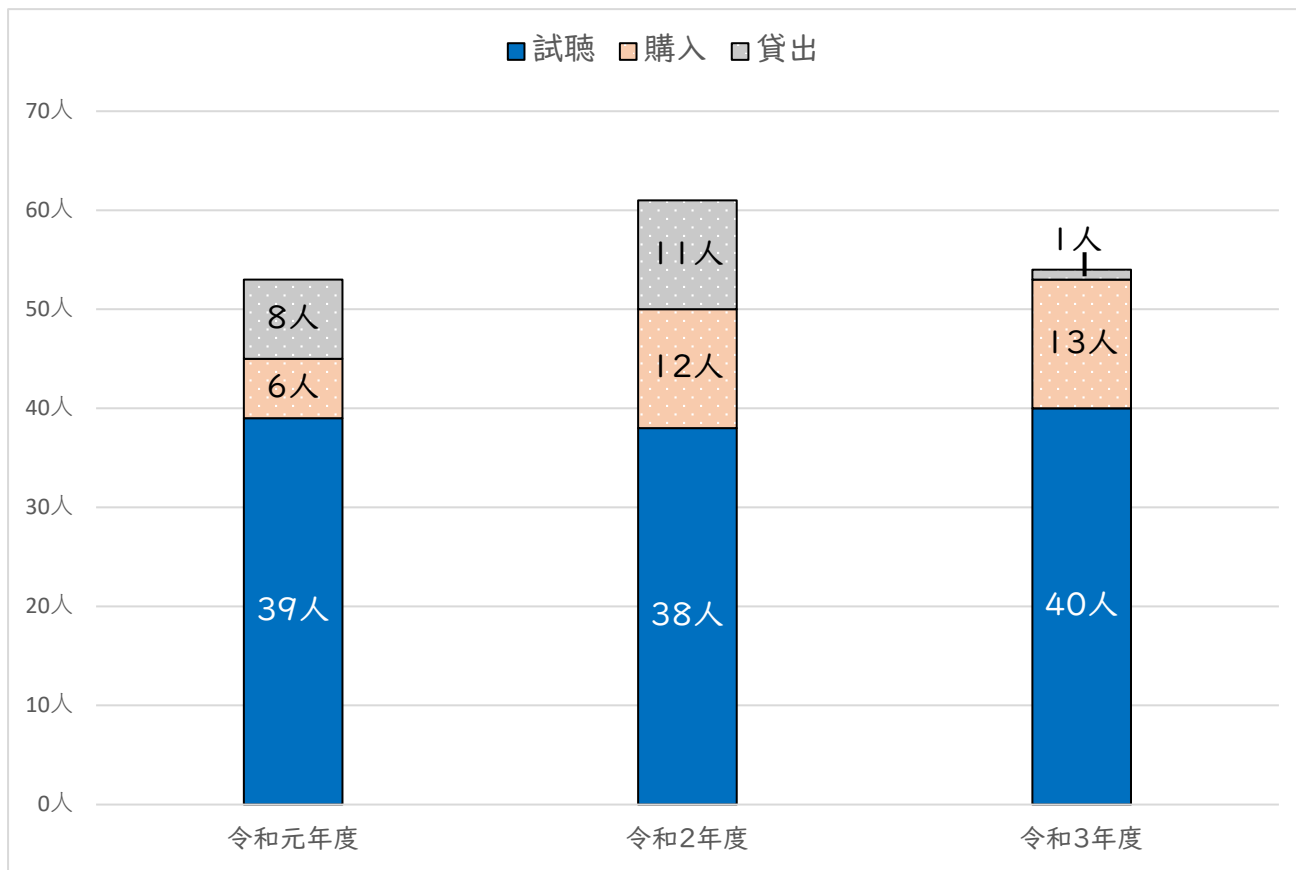
聞こえに対する悩みがある方に対し、相談対応や、聴力測定や補聴器適合調査を行うとともに、補聴器の貸し出しなどを行っています。

聞こえの相談利用者状況



補聴器試聴・貸出・購入

聴覚障害者サポートセンター内での補聴器の試聴の他、補聴器販売店による補聴器の貸出や購入に関する相談対応も行っています。

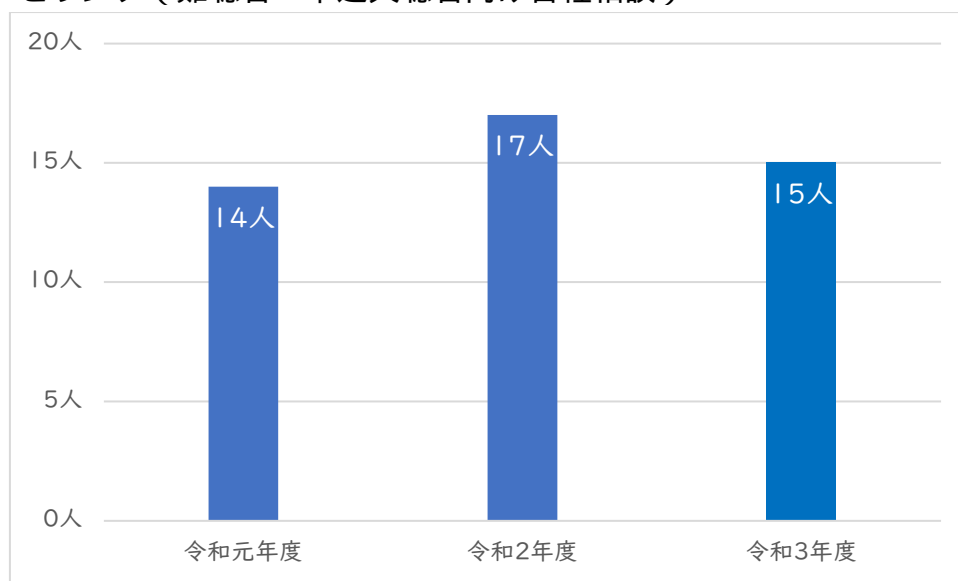


巡回聞こえの相談

聴覚障害者サポートセンターまで来られない方々のために、県内各地を巡回して聞こえの相談を実施しています。

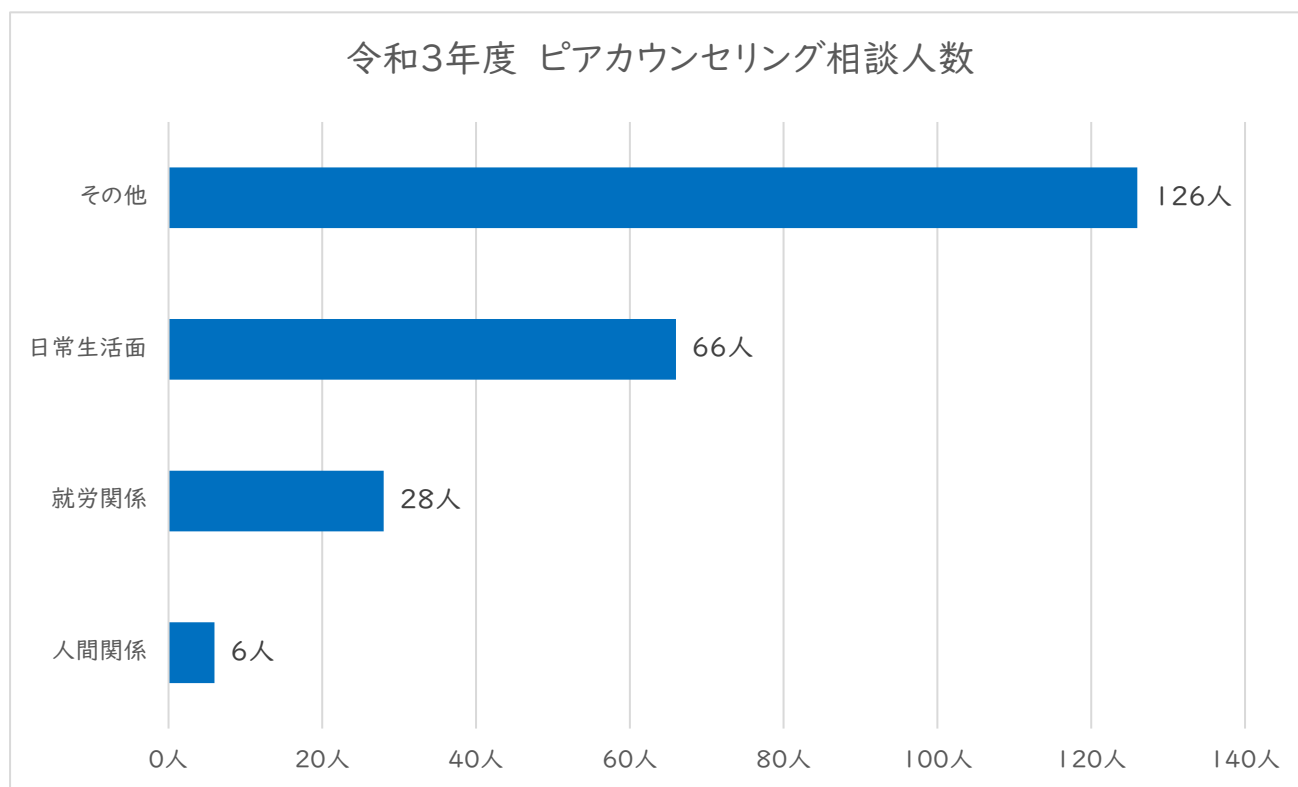
回数	令和3年度 巡回先
12回	佐賀市(3回)、唐津市(2回)、鹿島市(1回)、嬉野市(1回)、上峰町(1回)、白石町(1回)、太良町(3回)

カウンセリング（難聴者・中途失聴者向け各種相談）



ピアカウンセリング（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者（ろう者）が、同じ聴覚障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を通じて解消を図っています。



ICTを活用したコミュニケーション支援（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

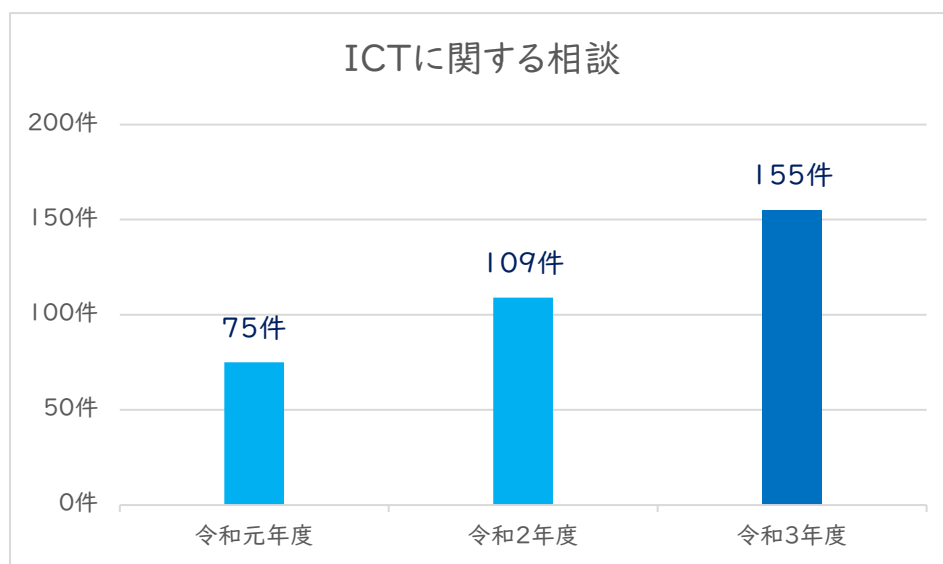
聴覚障害者が、より不自由なくコミュニケーションをとれるよう、ICT活用方法の指導を行っています。

ICT活用講座

	スマホで撮る 写真講座	パソコン教室 難聴者向け (要約筆記)	パソコン教室 難聴者向け (要約筆記)	計
令和元年度	12人	2人		14人
令和2年度	5人	3人	3人	11人
令和3年度	—	—	—	—

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

ICTに関する相談（スマートフォン・アプリ、パソコンの使い方に関する相談）



(7) 事業者への支援(第14条)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

取組実績

雇用に関する相談

聴覚障害のある方、その保護者の方、事業者からの相談に基づき、職場訪問などを行っています。

【聴覚障害者(ろうあ者)を雇用している企業等における職場巡回相談及び相談】

訪問日	会社名
8月25日(水)	笠原建設株式会社
8月27日(金)	笠原建設株式会社
8月30日(月)	トヨタ紡績九州株式会社
9月8日(水)	トヨタ紡績九州株式会社

4 統計資料

(1) 身体障害者手帳所持者数（聴覚・平行機能障害）

（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

市町名	手帳所持者数				等級別内訳						
	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
佐賀市	24	157	768	949	63	166	112	258	4	346	949
唐津市	13	115	544	672	32	115	95	115	4	311	672
鳥栖市	12	43	165	220	8	36	32	63	4	77	220
多久市	3	9	73	85	5	19	14	22	0	25	85
伊万里市	3	40	173	216	15	42	26	41	0	92	216
武雄市	8	39	211	258	4	51	35	81	2	85	258
鹿島市	4	17	117	138	6	24	8	44	2	54	138
小城市	7	39	138	184	9	38	26	46	0	65	184
嬉野市	3	14	79	96	3	21	10	24	1	37	96
神埼市	3	17	124	144	4	27	20	30	0	63	144
吉野ヶ里町	1	11	33	45	9	8	6	7	0	15	45
基山町	1	13	28	42	4	14	2	8	0	14	42
上峰町	2	2	25	29	2	5	3	5	0	14	29
みやき町	3	17	94	114	3	23	9	25	2	52	114
玄海町	0	2	20	22	0	4	4	5	0	9	22
有田町	3	20	85	108	4	24	22	21	0	37	108
大町町	1	7	54	62	4	12	8	18	0	20	62
江北町	2	9	48	59	1	8	8	26	0	16	59
白石町	2	12	101	115	4	20	13	40	1	37	115
太良町	2	6	42	50	1	11	3	19	0	16	50
計	97	589	2,922	3,608	181	668	456	898	20	1,385	3,608

(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数

(手話通訳 登録者数)

	令和3年(2021年)度末
手話通訳士	7人
手話通訳者	38人
手話奉仕員	40人
計	85人

(要約筆記者 登録者数)

	令和3年(2021年)度末
要約筆記者	35人

